

参考資料

① 都市再生特別措置法(抜粋)

② 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の指定エリア
【福岡都心地域】

③ 同 上 地域整備方針

④ 同 上 指定メリット

⑤ 福岡都心部のまちづくりの方向性

（都市再生緊急整備協議会）

- 第十九条** 国の関係行政機関の長のうち本部長及びその委嘱を受けたもの並びに関係地方公共団体の長（以下「国の関係行政機関等の長」という。）は、都市再生緊急整備地域ごとに、当該都市再生緊急整備地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議（特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域にあっては、当該協議並びに次条第一項に規定する整備計画の作成及び当該整備計画の実施に係る連絡調整）を行うため、都市再生緊急整備協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 国の関係行政機関等の長は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、独立行政法人の長、特殊法人の代表者、地方公共団体の長その他の執行機関（関係地方公共団体の長を除く。）、地方独立行政法人の長、当該都市再生緊急整備地域内において都市開発事業を施行する民間事業者又はこれらの者及び国の関係行政機関等の長以外の者であって当該都市再生緊急整備地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者（第七項において「独立行政法人の長等」と総称する。）を加えることができる。
 - 3 当該都市再生緊急整備地域において都市開発事業（当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域の面積が政令で定める規模以上のものに限る。）を施行する民間事業者は、協議会が組織されていないときは、本部長及び関係地方公共団体の長に対して、協議会を組織するよう要請することができる。
 - 4 前項の規定による要請を受けた本部長及び関係地方公共団体の長は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。
 - 5 第三項の民間事業者であって協議会の構成員でないものは、第一項の規定により協議会を組織する国の関係行政機関等の長に対して、自己を協議会の構成員として加えることを申し出ることができる。
 - 6 前項の規定による申出を受けた国の関係行政機関等の長は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。
 - 7 第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）は、国の関係行政機関等の長並びに第二項及び前項の規定により加わった独立行政法人の長等又はこれらの指名する職員をもって構成する。
 - 8 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
 - 9 協議会は、会議において協議を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
 - 10 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
 - 11 協議会の庶務は、内閣官房において処理する。
 - 12 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（平一五法一一九・平一九法一九・平二三法二四・一部改正）

第二節 整備計画の作成等

(平二三法二四・追加)

(整備計画)

第十九条の二 特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域に係る協議会は、地域整備方針に基づき、特定都市再生緊急整備地域について、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等に関する計画(以下「整備計画」という。)を作成することができる。

- 2 整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等を通じた都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針
 - 二 都市の国際競争力の強化を図るために必要な次に掲げる事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項
 - イ 都市開発事業
 - ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業
 - 三 前号イ又はロに掲げる事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等の推進に関し必要な事項
- 3 整備計画は、国の関係行政機関等の長及び前項第二号イ又はロに掲げる事業の実施主体として記載された者の全員の合意により作成するものとする。
- 4 第二項第二号イ又はロに掲げる事業に関する事項には、都市施設等(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第五項に規定する都市施設(以下「都市施設」という。))又は同条第七項に規定する市街地開発事業(以下「市街地開発事業」という。))をいう。以下同じ。)に関する都市計画に関する事項であつて、同号イ又はロに掲げる事業の実施のために必要なものがあるときは、当該事項を記載することができる。
- 5 協議会は、整備計画に前項の事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の都市計画に係る都市計画決定権者(都市計画法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村又は同法第八十七条の二第一項の指定都市をいい、同法第二十二条第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣(同法第八十五条の二の規定により同法第二十二条第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長。第四節において同じ。))又は市町村をいう。以下この節において同じ。)に協議し、その同意を得なければならない。
- 6 第四項の規定により整備計画に都市施設等に関する都市計画に関する事項を記載するときは、併せて、当該都市計画の案を都道府県都市計画審議会(都市計画決定権者である市町村に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会。以下この節において同じ。)に付議する期限を記載するものとする。この場合においては、当該期限

は、都道府県都市計画審議会への付議に要する期間を勘案して、相当なものとなるように定めるものとする。

- 7 第四項の規定により整備計画に都市施設等に関する都市計画に関する事項を記載するときは、併せて、当該都市計画に係る都市施設に関する都市計画事業(都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業をいう。以下同じ。)又は当該都市計画に係る市街地開発事業の施行予定者(第二項第二号イ又はロに掲げる事業の実施主体として記載された者であるものに限る。)及び施行予定者である期間として都市計画に定めるべき事項を記載することができる。
- 8 第二項第二号ロに掲げる事業に関する事項及び同項第三号に掲げる事項には、下水(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第一号に規定する下水をいう。第十九条の七において同じ。)を熱源とする熱を利用するための設備を有する熱供給施設(熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第四項に規定する熱供給施設をいう。)その他これに準ずる施設で政令で定めるものの整備及び管理に関する事業であつて第十九条の七第一項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。
- 9 協議会は、整備計画に前項の事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する公共下水道管理者(下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。第十九条の七において同じ。)に協議し、その同意を得なければならない。
- 10 協議会は、整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 11 第二項から前項までの規定は、整備計画の変更について準用する。
(平二三法二四・追加)

(整備計画に記載された事業の実施)

第十九条の三 整備計画に記載された事業の実施主体は、当該整備計画に従い、事業を実施しなければならない。
(平二三法二四・追加)

(整備計画に従った都市計画の案の作成等)

第十九条の四 第十九条の二第四項の規定により整備計画に都市施設等に関する都市計画に関する事項が記載されているときは、都市計画決定権者は、当該整備計画に従つて当該都市計画の案を作成して、同条第六項の期限までに、都道府県都市計画審議会に付議するものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。
(平二三法二四・追加)

第十九条の五 第十九条の二第七項の規定により整備計画に都市施設に関する都市計画事業又は市街地開発事業の施行予定者及び施行予定者である期間が記載されているときは、前条の規定により付議して定める都市計画には、都市計画法第十一条第二項若しくは第三項又は第十二条第二項若しくは第三項に定める事項のほか、当該整備計画に従って当該施行予定者及び施行予定者である期間を定めるものとする。

(平二三法二四・追加)

第十九条の六 前条の規定により施行予定者として定められた者は、施行予定者である期間の満了の日までに、都市計画法第五十九条第一項から第四項までの規定による認可又は承認(都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第五十一条第二項その他の法律の規定により都市計画法第五十九条第一項から第四項までの規定による認可又は承認とみなされるものを含む。)の申請をしなければならない。ただし、当該日までに都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として国土交通省令で定めるものに着手しているときは、この限りでない。

(平二三法二四・追加)

(公共下水道の排水施設からの下水の取水等)

第十九条の七 整備計画に記載された第十九条の二第八項に規定する事業を実施する者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けて、公共下水道(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道をいう。以下この条において同じ。)の排水施設(これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。)に接続設備(公共下水道の排水施設と第十九条の二第八項に規定する設備とを接続する設備をいう。以下この条において同じ。)を設け、当該接続設備により当該公共下水道の排水施設から下水を取水し、及び当該公共下水道の排水施設に当該下水を流入させることができる。

2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る事項が政令で定める基準を参酌して条例で定める技術上の基準に適合するものであると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

3 第一項の許可を受けた者(以下この条において「許可事業者」という。)は、当該許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

4 下水道法第三十三条の規定は、第一項又は前項の許可について準用する。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは「都市再生特別措置法第十九条の七第一項又は第三項」と、同条中「許可又は承認」とあるのは「許可」と読み替えるものとする。

5 許可事業者は、第一項の許可(第三項の許可を含む。)を受けて公共下水道の排水施設に流入させる下水に当該下水以外の物(第十九条の二第八項に規定する設備の管理上必要な政令で定めるものを除く。)を混入してはならない。

- 6 許可事業者については、下水道法第二十四条第一項の許可を受けた者とみなして、同法第三十八条の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「この法律の規定」とあるのは「この法律又は都市再生特別措置法第十九条の七第一項若しくは第三項の規定」と、同条第一項第一号中「又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定」とあるのは「若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又は都市再生特別措置法第十九条の七第三項若しくは第五項の規定」とする。
- 7 許可事業者が公共下水道の排水施設に接続設備を設ける場合については、下水道法第二十四条の規定は適用しない。
- (平二三法二四・追加)

(開発許可の特例)

- 第十九条の八** 協議会は、整備計画に第十九条の二第二項第二号イ又はロに掲げる事業に関する事項として都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為(同法第二十九条第一項各号に掲げるものを除き、同法第三十二条第一項の同意又は同条第二項の規定による協議を要する場合にあっては、当該同意が得られ、又は当該協議が行われているものに限る。)に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第二十九条第一項の許可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。
- 2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の二第十項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する都市計画法第二十九条第一項の許可があったものとみなす。
- (平二三法二四・追加)

(土地区画整理事業の認可の特例)

- 第十九条の九** 協議会は、整備計画に第十九条の二第二項第二号イ又はロに掲げる事業に関する事項として土地区画整理事業(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業(同法第四条第一項の規準又は規約及び事業計画が定められているもの)に限り、かつ、同法第七条の承認又は同法第八条第一項の同意を要する場合にあっては、当該承認又は当該同意が得られているものに限る。)に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第四条第一項の認可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。
- 2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の二第十項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する土地区画整理事業法第四条第一項の認可があったものとみなす。
- (平二三法二四・追加)

(民間都市再生事業計画の認定の特例)

第十九条の十 協議会は、整備計画に第十九条の二第二項第二号イに掲げる事業に関する事項として第二十条第一項に規定する都市再生事業(同項に規定する民間都市再生事業計画が作成されているものに限る。)に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得ることができる。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、あらかじめ、第二十一条第三項に規定する公共施設の管理者等の意見を聴かなければならない。

- 2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の二第十項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する第二十条第一項の認定があったものとみなす。
(平二三法二四・追加)

(市街地再開発事業の認可の特例)

第十九条の十一 協議会は、整備計画に第十九条の二第二項第二号イに掲げる事業に関する事項として都市再開発法による第一種市街地再開発事業(同法第七条の九第一項の規準又は規約及び事業計画が定められているもの)に限り、かつ、同法第七条の十二又は第七条の十三第一項の同意を要する場合にあっては、当該同意が得られているものに限る。)に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第七条の九第一項の認可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

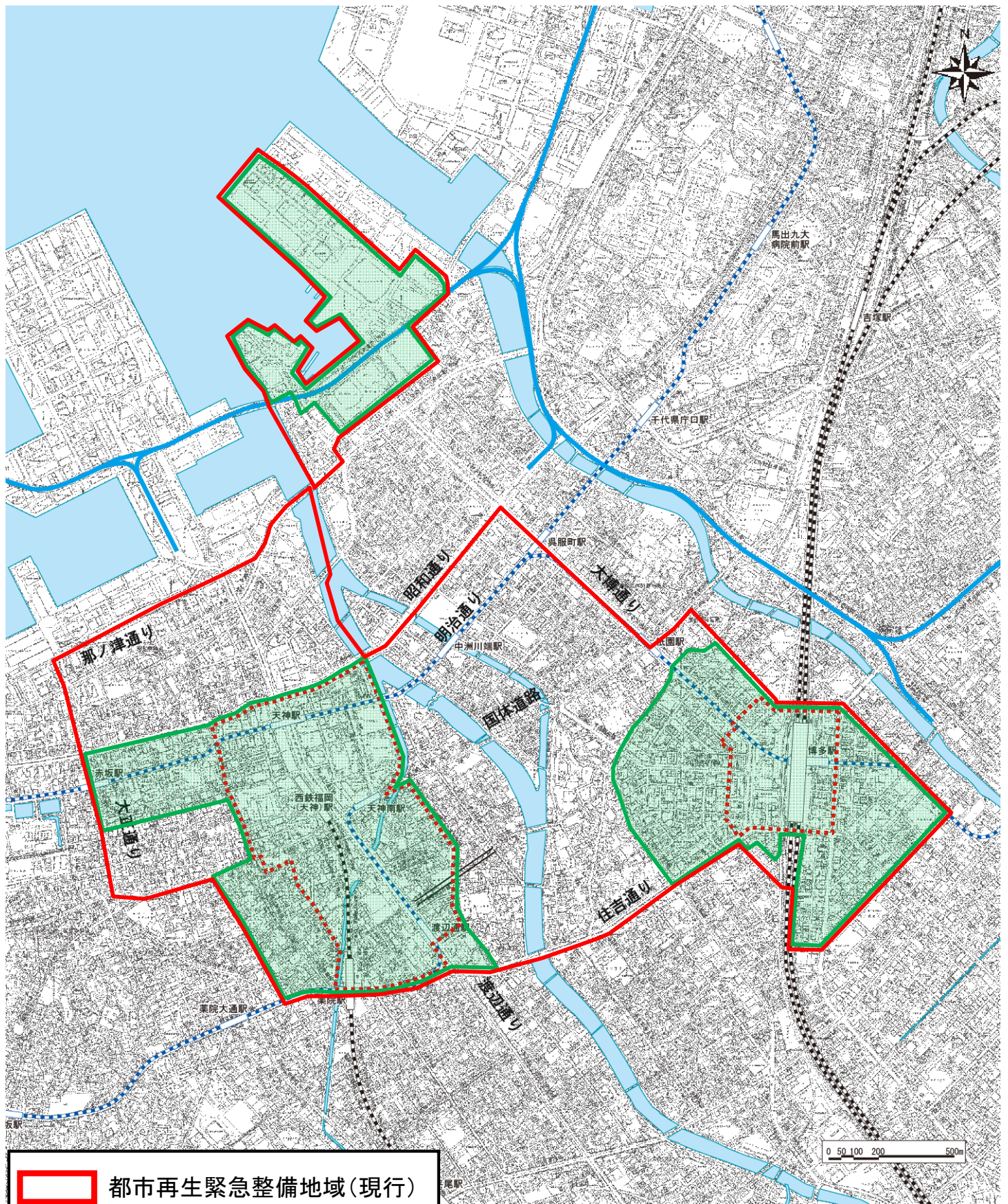
- 2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の二第十項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する都市再開発法第七条の九第一項の認可があったものとみなす。
(平二三法二四・追加)




(都市計画の変更の特例等)

第十九条の十二 都市計画(当該都市計画に係る都市施設に関する都市計画事業又は当該都市計画に係る市街地開発事業が近く施行される予定のもの又は施行中のものを除く。)であって整備計画の内容を実現する上で支障となるものが定められている場合における都市計画法第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「又は第十三条第一項第十九号に規定する政府が行う調査の結果」とあるのは、「若しくは第十三条第一項第十九号に規定する政府が行う調査の結果、又は都市再生特別措置法第十九条の二第一項に規定する整備計画(当該都道府県又は市町村の長が同条第三項の合意をしたものに限る。)が作成されたことにより」とする。

- 2 都市計画決定権者は、都市計画の見直しについての検討その他の都市計画についての検討、都市計画の案の作成その他の都市計画の策定の過程において、整備計画が円滑に実施されるよう配慮するものとする。
(平二三法二四・追加)

福岡都心地域<約 4 5 5 ha> うち特定地域<約 2 3 1 ha>



-  都市再生緊急整備地域(現行)
-  都市再生緊急整備地域(従前)
-  特定都市再生緊急整備地域

地域整備方針

(福岡市)

地域名称	整備の目標	都市開発事業を通じて増進すべき都市機能に関する事項	公共施設その他の公益的施設の整備及び管理に関する基本的事項	緊急かつ重点的な市街地の整備の推進に関し必要な事項
福岡都心地域	<p>〔都市再生緊急整備地域〕</p> <p>天神地区のメインストリートである渡辺通り・明治通り沿道を中心とした天神・渡辺通地区において、都市基盤の蓄積を活かしたコンパクトで緑豊かな美しい都市景観を有する国際的・広域的な商業・業務中枢拠点を形成</p> <p>博多駅周辺地区において、博多駅の再整備に伴う交通結節機能の充実強化とあわせ、これを活かした業務・商業機能等の高度化と、周辺に点在する緑・歴史・文化資源と都市基盤の蓄積を活かしたコンパクトで緑豊かな美しい都市景観を有する国際的・広域的な業務・商業中枢拠点を形成</p> <p>外国航路乗降人数が日本一の国際ターミナル港を有するウォーターフロント（中央ふ頭、博多ふ頭）地区において、親水空間を活かし、賑わいと風格を備えた国際交流の中枢拠点を形成</p> <p>広域交通の拠点である天神・渡辺通地区、博多駅地区、ウォーターフロント地区の一体性を強化することで、アジアと九州・西日本地域をつなぐビジネス・観光のゲートウェイにふさわしい魅力ある都市空間を形成</p> <p>併せて、訪れる人が誰でも安心して楽しく歩くことができるユニバーサルで回遊性の高い都市空間や災害時でも都市機能の継続性を確保できる高度な防災力を備えた都市空間を形成</p>	<p>○九州・アジアの交流拠点都市として、建物等の建替更新にあわせて容積率緩和制度等を活用し、交流、環境等の機能強化に資する都市開発事業を促進</p> <p>○天神・渡辺通地区、博多駅地区、ウォーターフロント地区の一体性を強化するため、各拠点間を相互につなぐ道路沿道を中心に、商業・文化・交流等の多様な機能を誘導</p> <p>○地震による人的・経済的被害を防ぐため、減災効果の高い特定建築物の耐震化を促進し、公共建築物の新築にあたっては、施設の使用に応じた耐震対策の実施により、都市の防災機能を強化</p> <p>○面的な市街地整備による老朽建築物の更新を促進し、防災機能を強化</p>	<p>○広域交通の拠点である天神・渡辺通地区、博多駅地区、ウォーターフロント地区をつなぐ魅力ある道路空間づくりと分かりやすい公共交通導入によるアクセス強化</p> <p>○建替更新にあわせて、歩道状や広場状のオープンスペースや緑地の確保を推進し、ゆとりと賑わいを演出するほか、震災時に火災を防ぐ延焼遮断機能や一時的に避難・待避できる防災機能を強化</p> <p>○都市型水害による人的・経済的被害等を防ぐため、浸水対策を強化</p> <p>○防災拠点となる公園等のオープンスペース、避難路となる区画道路等の公共施設の整備を推進し、防災機能を強化</p>	<p>○雨水貯留機能を有する管渠や浸透施設の導入等の雨水排水機能を強化</p> <p>○公共と民間の連携により、オープンスペースなど公共的空間を有効活用し、賑わいと活力ある都市空間を創出</p> <p>○地域の一体性を強化するため、沿道の都市開発事業を促進する、魅力ある道路空間づくり</p>
	<p>〔特定都市再生緊急整備地域〕</p> <p>天神・渡辺通、博多駅周辺、ウォーターフロント地区において、商業・業務・交通・観光などの視点から地区の特性を高め、一体不可分となって機能強化を図ることで、質の高い都市型産業の集積や交流・おもてなしの場として、国際競争力の強化に資する都市機能の中枢拠点を形成</p> <p>(天神・渡辺通地区)</p> <p>公共用地を活用した先導的な都市拠点の形成や、建築物等の建替更新による防災性を備えた高次の業務・商業の集積地を形成</p> <p>業務・居住等の支援機能が適切に調和した多様な都市機能の集積地を形成</p> <p>(博多駅周辺地区)</p> <p>博多駅ビルや交通広場の再整備による先導的な都市拠点を中心として、周辺地域において、建築物等の建替更新による防災性を備えた高次の業務・商業の集積地を形成するとともに、業務・居住等の支援機能が適切に調和した多様な都市機能の集積地を形成</p> <p>(ウォーターフロント地区)</p> <p>既存施設とあわせた国際的なコンベンションや宿泊・観光拠点を形成</p>	<p>○天神地区において、商業・業務・文化・交流・情報発信など、質の高い都市機能を強化</p> <p>また、人々が憩い、交流できる快適な市街地を形成するため、交通結節機能、歩行者交通機能を強化</p> <p>○明治通り沿道では、中枢業務拠点にふさわしい質の高い業務機能の強化と、これを支える集客交流などの都市機能を低層部に導入し、「街の共用部」を形成</p> <p>○渡辺通地区において、業務機能強化や質の高い居住機能、災害時の支援機能を有する医療施設の導入など、多様な機能を有する快適・安心で利便性の高い複合市街地を形成</p> <p>○業務・商業・交流・情報発信など、質の高い都市機能を強化</p> <p>○人々が憩い、交流できる快適な市街地を形成するため、交通結節機能、歩行者交通機能を強化</p> <p>○駅周辺の回遊性確保や円滑な交通処理に資する交通結節機能の強化</p> <p>○既存施設とあわせて、交流・滞在等の支援機能の誘導を図るとともに、国際機関等が主催する大規模な会議や見本市にも対応できる防災性を備えたコンベンション機能の強化</p>	<p>○天神地区において、交通結節機能や回遊性を高めるため、公共と民間等の連携により地上・地下歩行者ネットワークを充実・強化</p> <p>○博多駅地区とのアクセス機能の強化</p> <p>○天神地区において、公共用地を効果的に活用しながら、更新期を迎えた公共施設の建替更新を図り、都市基盤、都市機能の強化を図り、その継続性確保を促進</p> <p>○渡辺通りの自動車交通環境の改善</p> <p>○狭隘道路や老朽化建物の密集地区において、災害時における人命救助や物資輸送などの緊急輸送を確保し、避難・防災活動の円滑化を図るため、狭隘道路の整備・改善とともに、建替にあわせた建築物の不燃化や耐震化等を促進</p> <p>○天神・渡辺通地区とのアクセス機能の強化</p> <p>○鉄道、バス等交通機関相互の円滑な動線確保等による交通結節機能の拡充と、駅前広場の機能の再編・再整備</p> <p>○多様な交通機能の集積を生かした駅周辺の回遊性向上に資する地上・地下歩行者ネットワークの充実・強化</p> <p>○公共用地を効果的に活用しながら、更新期を迎えた公共施設の建替更新を図り、都市基盤、都市機能の強化を図り、その継続性確保を促進</p> <p>○駅や公園等の公共空間において、災害時に帰宅困難者や被災者が一時的に避難・待避できる機能の強化</p> <p>○ウォーターフロント地区へのアクセス性や地区内の回遊性を向上させる歩行者ネットワーク等の充実・強化</p>	<p>○地下鉄七隈線の延伸（天神南～博多）</p> <p>○公共用地を活用し、高い防災性を備えた魅力ある都市機能の強化に資する都市開発事業を促進</p> <p>○天神地下街を主軸として、交通結節機能強化を図るため、地下ネットワークの形成に資する都市開発事業を促進</p> <p>○渡辺通りの交通機能を補完する道路ネットワークの強化に資する都市開発事業を促進</p> <p>○都心部の交通幹線となる都市計画道路の整備促進とあわせ、共同建替誘導等による環境改善を図る都市開発事業を促進し、災害に強いまちづくりを推進</p> <p>○エリアマネジメント組織と連携を図りながら、ハード・ソフトが一体となり都市機能を強化するとともにその継続性確保を推進</p> <p>○地下鉄七隈線の延伸（天神南～博多）</p> <p>○公共用地を活用し、魅力ある都市機能の強化に資する都市開発事業を促進</p> <p>○博多駅再整備に伴い整備された上空デッキを主軸として、地上・地下歩行者ネットワーク形成に資する都市開発事業を促進</p> <p>○エリアマネジメント組織と連携を図りながら、ハード・ソフトが一体となり都市機能を強化するとともにその継続性確保を推進</p> <p>○交通広場やペDESTリアンデッキ等の整備に資する都市開発事業を促進</p> <p>○増加する国際旅客や大型クルーズ客船の寄港に対応した国際旅客ターミナル機能の充実・強化</p>

■都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の指定メリット

地域指定のメリット	
都市再生緊急整備地域	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">民間開発※1への支援</p> </div> <p>【金融支援】 ・メザニン支援（貸付、社債取得 等）</p> <p>【税制優遇措置】 法人税・所得税 割増償却 5年間50% 不動産取得税 1/5控除 登録免許税 3/1000 固定資産税 5年間2/5控除</p> <p>【規制緩和】 ・都市再生特別地区 （開発計画を都市計画に定めることで規制緩和を可能に）</p>
特定都市再生緊急整備地域（☆今回新規に創設）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">整備計画による特例</p> </div> <p>官民協議会で策定する整備計画※2に基づく特例</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※2 整備計画(記載すべき事項)都市再生特別措置法第19条の2第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針 ○必要な事業(都市開発事業・公共公益施設整備事業)、実施主体、実施期間、公共公益施設の適切な管理など、その他必要な事項 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・民間プロジェクトの許認可等の手続きのワンストップ化 ・民間プロジェクトの許認可の手続きの迅速化(3ヶ月→45日) ・都市拠点インフラに対する財政支援 (国際競争拠点都市整備事業※3の創設 負担割合5/10ほか) <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※3 国際競争拠点都市整備事業の対象イメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路(国際空港へのアクセス強化など)、鉄道、バスターミナル ○再開発事業、区画整理事業 ○歩行者用デッキ、地下通路、広場 など <p>※地方公共団体や法的位置づけのある協議会等へ交付することができる</p> </div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">民間開発※1への支援</p> </div> <p>【金融支援】 ・メザニン支援（貸付け、社債取得 等）</p> <p>【税制優遇措置】 *対象部分 法人税・所得税 割増償却 5年間50% 不動産取得税 1/2控除 登録免許税 1.5/1000(23年度)、2/1000(24年度) 固定資産税 5年間1/2控除</p> <p>【規制緩和】 ・都市再生特別地区 （開発計画を都市計画に定めることで規制緩和を可能に） ・道路の上空利用の特例 ・下水の未利用「水」の民間利用の特例</p> <p>※下線___は緊急整備地域よりも深掘りとなった部分</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※1 支援条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発規模 1.0ha以上(周辺含む場合0.5ha) ・民間都市再生事業の認定を受けたもの ・一定要件を満たす公共施設整備を伴うもの 等 </div>

☆アジアをつなぐ福岡都心部の機能強化 ■官民共働で取り組む都心部の国際競争力強化

福岡都心部のまちづくりの方向性

福岡都心部は、**本市の活力の源**であるとともに、国際的な広域交通拠点（福岡空港・博多港・新幹線駅・鉄道駅・バスターミナル等）に直結する、アジアの人・モノが行き交う**アジアのゲートウェイ**として重要な役割を担う拠点である。九州・アジアの新時代に対応するため、ターミナル機能を有し人・モノの交流拠点となる**「天神・渡辺通エリア」「博多駅周辺エリア」「ウォーターフロントエリア」**が一体不可分となりながら、**官民共働**でそれぞれのエリア特性に磨きをかける都市開発事業や規制緩和を進め、**国際競争力の強化**を図る。

◆上位計画等

昭和62年10月
福岡市 基本構想
☆活力あるアジアの拠点都市

平成15年3月
福岡市 新・基本計画
☆九州・アジア新時代への対応
天神・渡辺通に加え、ウォーターフロント、博多駅周辺エリアの重要性

平成20年8月
福岡市都心部機能更新誘導方策
☆民間活力・ノウハウを活かした都心部の魅力づくりと機能強化

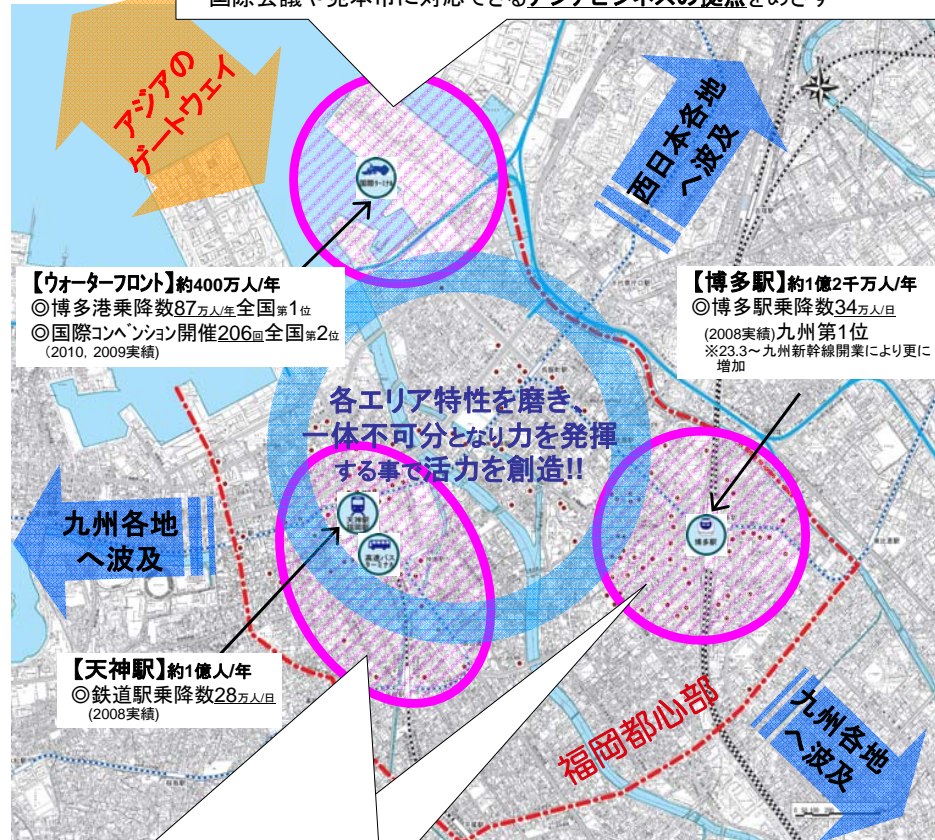
平成23年3月
当初予算及び市政運営方針
☆国際競争力を備えた都心づくり
(天神・渡辺通、博多駅周辺、ウォーターフロント)



◆各エリアの取り組み 各エリアとまちづくりの取り組み

ウォーターフロントエリア(中央・博多ふ頭)

- ◆国内最大の乗降客数を誇り、クルーズなどアジアとの人流拡大に対応した**ターミナル機能を備える我が国の海の観光・交流拠点**をめざす
- ◆既存施設に加え、これを補完する**展示場やホテル等の立地**を進め、国際会議や見本市に対応できる**アジアビジネスの拠点**をめざす

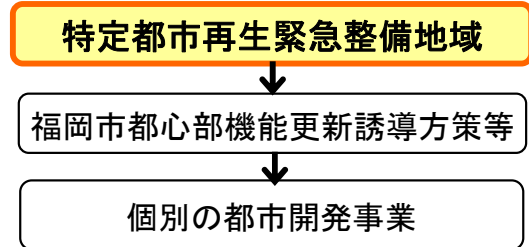


天神・渡辺通エリア 及び 博多駅周辺エリア

- ◆ビルの更新期を捉え、**ハイクラスのオフィス環境を備えた業務ビルや魅力ある商業空間・ホテルなどが立地**する、**国際的な集客・交流・観光の拠点、アジアビジネスをつなぐ拠点**をめざす

◆実現手法

民間のやる気と投資を引き出す取り組み



◆推進体制

産学官民共働で取り組む成長戦略

【都市圏レベル】福岡地域戦略推進協議会

福岡の国際競争力強化を通じて産官学民が一体となり、地域の成長戦略の策定から実施までを一貫して行うことで都市圏の持続的な成長を図る

- ◎構成員 会員) 福岡県、福岡市、福岡商工会議所、九州大学、九州電力、JR九州、九電工、西部ガス、西日本シティ銀行、西鉄、福岡銀行 ほか
- その他) 福岡経済同友会、日本政策投資銀行

【福岡県レベル】(仮称)福岡・アジア国際戦略特区推進会議

アジアの活力を取り込み、日本経済成長を牽引するため、総合特区を活用しながら九州GDPの30兆円純増を目指す (H23.9設置予定)

- ◎構成員 代表) 福岡県知事、九州電力会長
- 委員) 福岡経済同友会、福岡市長、北九州市長、商工会議所、九州大学、町村会 ほか

【各エリア】官民共働の取り組み

- ◎We Love 天神協議会(民間企業、NPO等109者)
- ◎博多まちづくり推進協議会(民間企業、NPO等155者)
- ◎天神明治通り街づくり協議会(土地所有者等33者)
- ◎ビクターズ・インダストリー推進協議会ウォーターフロント活性化部会(民間企業等8者)